

(介護予防)認知症対応型通所介護 共用型
デイサービス やかた

利 用 契 約 書

_____ (以下、「利用者」といいます)とコンフォートライフ合同会社が運営する
デイサービスやかた(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う認知症対応型
通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護について、次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和____年____月____日から利用者の要介護認定の有効期間満日までとします。
- 2 契約満了の1週間前までに、利用者から事業者に対して、更新拒否の申し出がない場合、次期要介護認定の有効期間満了日までこの契約を更新します。

第3条(認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画」に沿って、「認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画」を作成します。事業者はこの計画の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条(通所介護の内容)

利用者が提供を受ける通所介護の内容は【重要事項説明書】に定めたとおりです。事業者は、その内容を利用者およびその家族に説明します。

第5条(サービス提供の記録)

- 1 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条(料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金を基に計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月ごとの料金の合計額を請求の明細を付して、利用の翌月初旬までに、利用者へ通知します。
- 3 利用者は、当月ごとの料金の合計額を翌月20日までに、事業所の指定する口座に振り込む方法かあらかじめ指定した金融機関の口座から自動的に振替える方法(毎月15日)によりお支払いをお願い致します。
- 4 事業者は、利用者から料金を受領したときは、利用者に対し領収証を発行します。

第7条(サービスの中止・変更・追加)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス利用当日の午前8時までに通知することにより、料金の負担をすることなく、サービスの提供を中止することができます。
- 2 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護及び介護予防通所介護の実施が困難と判断した場合、ご家族へ連絡の上適切に対応します。
- 3 利用者は、利用期日前において、通所介護及び介護予防通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに申し出るものとします。
- 4 事業者は利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の

希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を提示して協議するものとします。

第8条(料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条(契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を払うよう催促したにもかかわらず1週間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスを利用できない状態であることが明らかになった場合。
 - ③ 利用者又はその家族が、事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合。
 - ④ 利用者が要介護認定の更新で非該当と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- 5 入居者又はその家族等から、社会通念上許容される限度を超えるセクハラメント等の行為によって相互の信頼関係が損壊し改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが不可能になった場合

1) 身体的暴力～身体的な力を使って危害を及ぼす行為

例) コップを投げつける/蹴られる/唾を吐く

2) 精神的暴力～個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為

例) 大声を発する/怒鳴る/特定の職員に嫌がらせをする/理不尽なサービスを要求する/入居者の話を鵜呑みにして一方的に叱る、罵る

3) セクシャルハラメント～意に沿わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的いやがらせ行為

例) 必要もなく手や腕を触る/抱きしめる/入浴介助中、あからさまに性的な話をする

※ただし、以下の内容は「ハラメント」に該当しません。

- ・認知症等の病気又は障害の症状として現れた言動
- ・料金の滞納(不払いの際の言動がハラメントに該当することがあります)

・苦情の申し立て(苦情の申し立ての際の言動がハラスメントに該当することがあります)

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保健施設等に入所した場合。
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。

第10条(個人情報保護・秘密保持)

事業者及び事業に従事する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第11条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼし場合には、その損害を賠償します。

第12条(緊急時の対応)

事業者は、現に通所介護又は介護予防通所介護の提供を行なっているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかにかかりつけ医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

第13条(連携)

- 1 サービスの提供にあつては、利用者に係る居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身状況、そのおかれている環境、他の保健医療福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。
- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があつた場合、当該利用者に係る居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に連絡するし密接な連携に努めます。
- 3 正当な理由なくサービスの提供を拒みませんが、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対してサービスの提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所と連携し、必要な措置を講じます。

第14条(虐待等の禁止)

従事者は、利用者及び家族に対して、常に敬意を持って接し、心身に苦痛を与える行為や人格を辱める行為等は決して行いません。

第15条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談・苦情に対応する担当職員を1名置き、サービスに関する利用者の要望・苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。

第16条(本契約に定めない事項義務)

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第17条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、予め同意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

事業者

住 所 岩手県釜石市大町3丁目9番16号

名 称 コンフォートライフ合同会社

デイサービス やかた(事業所番号 0391100120)

代表社員・管理者 松田宇善 印